

時 報

第 15 卷 第 10 號 昭和 14 年 10 月

鉄道省に於ける機構改革

鉄道省は時代の要求に應へるため、機構の一部に改正を加へ、去る 9 月 30 日付を以て公布せられた。即ち従來建設局は専ら新設線路の調査計畫及工事に關する事項を掌り、工務局は土地線路及建造物の保守並に改良に關する事項を掌つて來たのであるが、今回の改正により線路及建造物の改良に關する限り、兩局に於て分擔することとなつた。又官房に幹線調査課が設置せられたが、これは先頃設けられた鉄道幹線調査會と表裏一体を爲すものであつて、これに依り東海道山陽兩本線の輸送力擴充に關し百年の大計を樹立せんとするものである。

次に新鉄道省分課規程を抜萃する。

第 7 條 大臣官房幹線調査課に於ては下の事務を掌る。

1. 東海道本線及山陽本線の輸送力擴充の調査に關する事項
2. 東海道本線及山陽本線の輸送力擴充の計畫に關する事項

第 19 條 建設局に下の 3 課を置く

1. 計畫課
2. 線路課
3. 停車場課

第 20 條 建設局計畫課に於ては左の事務を掌る

1. 線路及建造物の新設及改良の調査計畫に關する事項
2. 線路及建造物の新設及改良工事に用材料の準備に關する事項
3. 局内他課に屬せざる事項

第 21 條 建設局線路課に於ては下の事務を掌る

1. 線路及建造物の新設及改良工事の設計に關する事項
2. 線路及建造物の新設及改良工事の施行に關する事項

第 21 條の 2 建設局停車場課に於ては下の事務を掌る

1. 停車場の新設及改良工事の設計に關する事項
2. 停車場の新設及改良工事の施行に關する事項
3. 建物の新設及改良工事の設計及施行に關する事項

第 22 條 工務局に下の 4 課を置く

1. 計畫課
2. 線路課

3. 土木課
4. 建築課

第 23 條 工務局計畫課に於ては下の事務を掌る

1. 線路及建造物の保存及改良の調査計畫に關する事項
2. 線路及建造物の保存及改良工事に用材料の準備に關する事項
3. 土地、線路及建造物の管理に關する事項
4. 局内他課に屬せざる事項

第 23 條の 2 工務局線路課に於ては下の事務を掌る

1. 線路の保存及改良工事の設計及施行に關する事項
2. 線路の設備及事故に關する事項
3. 線路用品の規格に關する事項

第 24 條 工務局土木課に於ては下の事務を掌る

1. 建造物の保存及改良工事の設計及施行に關する事項
2. 線路及建造物の防空及防災の設備に關する事項
3. 保安設備に關する事項

第 25 條 工務局建築課に於ては下の事務を掌る

1. 建物の保存及改良工事の設計及施行に關する事項
2. 建物の防空設備に關する事項
3. 建物用材料の規格に關する事項

工事施行機關としては従來鉄道の建設及改良に關する事務を取扱はしめる爲、夫々建設事務所及改良事務所を置いたのであるが、今回の改正に依り工事々務所一種類となつた。これが名稱、位置及所管區域は次の如くである。

名稱	位置	所管區域
旭川工事々務所	旭川	上士幌三股間、名寄朱鞠内間、羽幌遠別間、中佐呂間常呂間、標津斜里間並に函館線(納内旭川間)
		御影邊富内間、木古内福山間、函館戸井間並に函館線(函館深川間)、室蘭線
札幌工事々務所	札幌	

盛岡工事々務所	盛岡	盛岡釜石間、花巻釜石間、橋場生保内間、茂市小本間、石巻女川間、氣仙沼前谷地間、能代五所川原間、仙臺山形間、前郷矢島間、田名部大間間、青森五所川原間、楯岡寒河江間、左澤荒砥間、角館檜木内間並に東北線(増田青森間)	大阪工事々務所	大阪	神戸間、關西線(龜山湊町間)、山陽線(神戸英賀保間)
長岡工事々務所	長岡	大町糸魚川間、高山富山間、福井上穴馬間、小出只見間、白山新發田間、氷見羽咋間並に北陸線(森田直江津間)、信越線(直江津新潟間)	岡山工事々務所	岡山	倉吉南谷間、勝山南谷間、福山上下間、那波西大寺間、西條松山間、琴平山田間、高松徳島間、羽ノ浦平岐間、須崎窪川間、後免室戸間並に山陽線(英賀保三原間)、高德線(高松徳島間)
東京第一工事々務所	東京	櫻木町北鎌倉間並に東海道線(國府津以東)、中央線(淺川以東、東北線(大宮以南)、常磐線(我孫子以南)、總武線(千葉以西)	山口工事々務所	山口	江津三次間、新見三次間、落合木次間、鹽町上下間、濱田今福間、鹿島本郷間、三原吳間、松山八幡濱間、八幡濱宇和島間、宇和島近永間、近永江川崎間、江川崎窪川並に山陽線(三原長門一ノ宮間)、吳線(吳海田市間)、柳井線
東京第二工事々務所	東京	長倉大子間、平小名濱間、田島今市間、喜多方日中間、大宮飯能間、柳津川口間並に東北線(蓮田岩沼間)、常磐線(取手岩沼間)、高崎線(上尾高崎間)	下關工事々務所	下關	山陽線(幡生以西)、鹿兒島線(折尾以東)
熱海工事々務所	熱海	熱海伊東間、掛川二俣間、二俣豊橋間、二俣佐久間間、豊橋伊良湖御間並に東海道線(鴨宮豊橋間)	熊本工事々務所	熊本	伊萬里佐世保間、大口川内間、肥前山口諫早間、山野小俣間、延岡日ノ影間、志布志古江間、内海志布志間、添田日田間、森宮原間、基山甘木間、羽犬塚矢部間、宮原隈府間並に鹿兒島線(折尾熊本間)、長崎線(鳥栖長崎間)、佐世保線、伊萬里線、唐津線、筑豊線、日豊線(小倉行橋間)
岐阜工事々務所	岐阜	和歌山相可間、太田上穴馬間、大垣榎見間、五條阪本間、木ノ本敦賀間並に東海道線(御油米原間)、北陸線(米原福井間)、關西線(名古屋井田川間)			
		殿田鶴ヶ岡間、小濱真名田間並に東海道線(彦根			

尙新に工事々務所の分課規程を制定し、庶務課、計畫課、工事課及建築課の4課を置いてゐる、但し建築課は東京第一、大阪及下關に限られ、其の他に於ける建築課の事務は工事課をして取扱はせることになつてゐる。

これと同時に、名古屋及札幌の兩鐵道局に限り設けられて居た工務部工事課は廢止となり、所管事務は夫々岐阜及札幌の工事々務所に移管された。(前田敏愛)

今夏中國地方の渇水

今夏中國地方の旱魃渇水はすさまじいものである。古稀の齡を越えた老人が生れて以來知らないと言ふ。新聞は 60 年來の記録的旱魃だと報じた。水田は挿秧不能、挿秧後枯死に瀕せるもの併せて 100 000 町歩に及び、上水道は極端な時間給水で一般家庭生活は勿論工業用水を使用する工場へ支障を來したこと夥しい。中でも諸種産業の原動力たる電力の受給に困窮してゐる状態は並大抵ではない。5 月に潤濁が始つて以來雨らしい雨は一度も來ず、例年ならば夏期の總降雨量が 300~400 mm は下らないのが今年は桁が落ちて 80 mm 程度それも旱天続きで大地の乾燥してゐるところへ時折局部的に申譯の様に降る聚雨だから大半は蒸發滲透して仕舞つて河川流量には餘りお蔭がない。水田の發達してゐる地方では蒸發と滲透の量並に率が大きくて自然河川に還元する水量は非常に少い。7 月中の平均流量に就て述べると 100 km² 當りに多いところで鳥取縣、岡山縣の 1.0 m³/sec 程度、西に行くに連れて悪く山口縣には 0.4 m³/sec と言ふ嘘の様な記録がある。従つて水力發電所の運轉は出鱈目で器機 1 臺のみ断続運轉を行つても 7 月中の總發生電力量が能力の 5~20% しか出てゐない。或る發電所では 6 900 kVA の發電機 2 臺を有するのであるが、2 000 kW 程度を調整運轉の結果辛うじて發電し、1 日總平均發生電力量が來る日も來る日も 20 000~30 000 kWh 位しか出てゐない。

かへて、加へて火力發電所がいけない。炭質が墜

ち總じて 20% 方の出力低下を生じた。賣炭業者側へ炭質低下を交渉しても貯炭の無いのが弱味で兎にも角にも入つた炭を使ふしかない。剩さへ水力の分を背負はされて點檢修理を行ふ餘裕もなく無理な長期連続運轉をやつた爲、あちこちの發電所で故障を頻發した。日本發送電會社は誕生第一年に於て電力配給に至大の苦難を経験したのである(表-1 参照)。(谷本勉之助)

福岡第一飛行場擴張工事概要

軌近航空事業の急速な進展に伴ひ國內航空路の完備

図-1. 國內定期航空路一覽圖

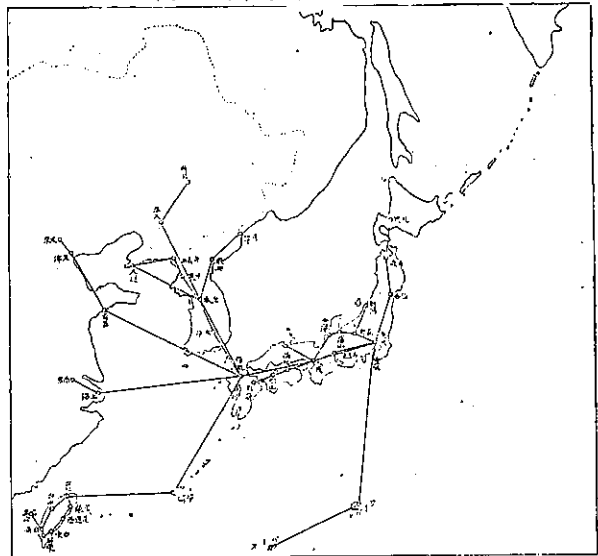


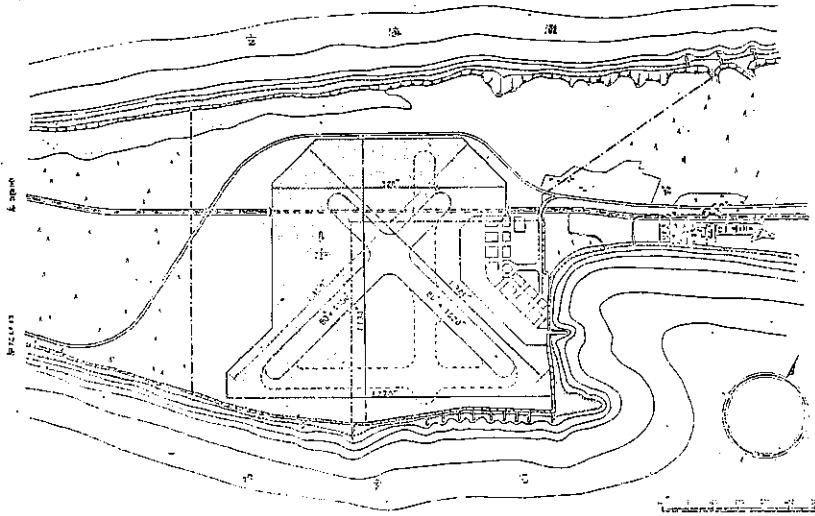
表-1.

河川名	測水所名	流域面積 (km ²)	月平均流量 (m ³ /sec) (100 km ²)		左欄と過去数年の月平均流量との比	
			昭和14年6月	昭和14年7月	6月	7月
千代川	河合	86	1.79	1.41	47	31
日野川	菅澤	84	1.38	—	21	—
吉井川	恩原	24	1.82	1.38	31	26
"	奥洋	118	3.52	1.90	52	30
"	入	203	1.25	0.47	—	—
旭川	柴原	373	1.48	0.89	26	15
高粱川	成羽川	508	0.80	0.32	19	9
"	布寄	609	0.42	0.42	—	—
江川	熊見	2570	0.73	0.43	6	6
太田川	犬野	1100	1.23	0.87	7	9

充實を計るは刻下の急務であるが就中福岡第一飛行場は大陸及南洋方面に對する國際航空路の樞要基地に當り、其の整備擴張の要は緊切なるものがある故を以て茲に航空局は昭和 14 年度以降 3 個年度に互る継続事業として着工することになつた。

擴張計畫 現在我國内幹線及國際航空路には巡航時速 300~350 km/時に達する性能を有する航空機があるが、飛行場の施設は舊態依然たるものであつて、面積狹隘である上に周囲には障碍物林立し到底飛行機の機能を十分に發揮させることは困難であるのみならず、離着陸操作は常に大なる危険に直面しつゝある現状である。本擴張計畫に於ては滑走地域の長さを 1 000~1 200 m とし、尙場周より外方の障碍物を撤去して離着陸操作の安全を計らんとするものである。この工事の概要は次の如くである。

図-2. 福岡第一飛行場平面図



- (ホ) 縣道付替 既設飛行場北方終端に添ふ縣道勝間に新宮停車場線は北方整地境界に添ひ迂回の計畫を立て、此の延長 2.5 km 幅員 6 m の砂利道である。
- (ヘ) 場外障物整理
 - (i) 既設飛行場北方玄海灘側保安林中にある送電線及逓信省並に警察電話線は縣道に埋設し東邦並に灣鉄の高圧線は隧道内に懸吊す。
 - (ii) 航空法第 23 條により飛行場終端境界より外方 1000 m の區域を特別地域に指定し飛行場境界より外方 500 m の區域内 30 分の 1 以上にある障物は全部撤去整理す。
 - (ト) 砂防工事 場外障物樹木及砂丘を撤去したる個所及北方玄海側海岸は飛行場の自衛上相當なる飛砂防止の施設をなさんとす。

(イ) 既設飛行場 既設飛行場は昭和 10 年 1 月福岡縣直營工事として着手し、此の工費 53 800 餘円を以て昭和 11 年 10 月竣功した。

- (イ) 飛行場總面積 75 800 m²
- (ロ) 表土、土置土厚 17 cm、筋芝植付
- (ハ) 滑走路幅 30 m、長 600 m、厚 10 cm の割栗基礎上に厚 2.5 cm のシートアスファルトを施工したもの。

(3) 擴張計畫 第一計畫として既設飛行場南方博多灣に面し、海面約 300 m を埋立て、西側未整備區域約 200 m 及國有林約 140 m を整備擴張するの計畫を樹て測量及地質等の調査を爲せる所、海底地質軟弱なる爲、該計畫を放棄することゝなつた。

第二計畫として既設飛行場北方 330 m の國有林と西側未整備區域 197 m 及國有林 110 m を整備擴張するの計畫を樹て之に伴ふ博多灣鐵道は隧道を構築し、縣道は玄海灘側に迂回せしめ電線路は地中線となし障物となるべき樹木並に砂丘は之を撤去するものとす。

- (イ) 擴張後に於ける飛行場總面積
 - 既設飛行場面積 591 000 m²
 - 擴張整地面積 557 800 m²
- (ロ) 整地工事 表裝土は上置土厚 20 cm
- (ハ) 滑走路 滑走路區域幅 250 m 長 1 350 m とし幅 80 m 長 1 000 m の滑走路 2 本を設置し厚 5 cm トベカ鋪裝として計畫す。
- (ニ) 隧道工事 既設飛行場北方終端の博多灣鐵道は之を地下に整理す。

- (ト) 砂防工事 場外障物樹木及砂丘を撤去したる個所及北方玄海側海岸は飛行場の自衛上相當なる飛砂防止の施設をなさんとす。

尙工費の大要は次の如くである。

土地買收費 15 000.00	土地整備費 2 500.00
移転補償 35 000.00	漁業權買收費 32 875.00
道路移転費 13 000.00	飛行場附屬設備 15 000.00
航空關係照明及建築費 140 000.00	

(編輯部)

東京調布飛行場計畫並に工事經過概要

計畫並に設計概要 東京府が一は帝都防衛を完からしめ、一は航空技術の發展に資する目的を以て北多摩郡調布町外 2 ケ村地内に地をトシ一大飛行場建設の計畫を建て、陸軍、逓信兩省の協力を得て去る 4 月之が起工の式典を擧ぐるに至つたことは既報の通りであるが、目下着々と順調に工事を運びつゝあるを以て之が經過を報告することゝする。

本飛行場の位置は東經 139°33'、北緯 35°40' の地點即ち東京府北多摩郡調布町、三鷹村及多磨村の一部に

當り、都心を距ること 22 km 餘、平均標高 A.P. 上 44.0 m にして、敷地總面積 1635480 m² (約 495000 坪) である。

今現在までに起工したる工事の設計につき略述すれば次の通りである。

(1) 地均並に障害物除却工事 飛行場の勾配は成るべく天然の地形に順応せしめ南北の線を水平とし、西より東に向ひ 0.33~0.25% の下り勾配となる様切取又は盛土を行ふこととし、地形の關係上最北端幅約 150 m の區間のみ南より北に向つて 1.5% の上り勾配とした。尚水平部との摺付は長 200 m の縦断曲線を以て緩和を計ることとした。

本飛行場敷地中約 20 萬坪は山林にして約 10 萬本の樹根除去を必要とするが、之が全部の除却を計り、地均しの上は輾圧機を以て充分輾圧を行ひ、滑走路を除く約 40 萬坪の敷地に對し芝を植栽繁茂せしむるものとす。

(2) 滑走路、走行路及前庭工事 滑走路は延長南北 1000 m、東西 700 m、幅員各 30 m の 2 條を設けその縦横断勾配は計畫地表勾配に等しからしめた。

走行路は幅員 120 m のもの 2 ヶ所に設置す。

前庭は長 160 m、幅 50 m のもの 2 ヶ所に設置す。

舗装は滑走路、走行路、前庭何れも厚 9 cm の玉石基礎を施したる上配合 1:3:6 のコンクリート舗装を施すものとす。

(3) 排水工事

(イ) 場外雨水の滲入を防ぐと同時に周壁に代用する目的を以て、飛行場の境界に沿ひ底幅 1.0 m、深 2.0~0.5 m、側法 1.5 割勾配の開渠を開鑿し、附近を流るゝ野川に連絡放流せしめ、屈曲部等の要所はコンクリートを以て保護するものとす。

(ロ) 場外多摩臺地方面の雨水は從來北部低地を氾濫溢流する狀況に鑑み此の部分に内徑 2.0 m 拱形無筋コンクリート暗渠を設け迅速なる排水を期するものとす。

(ハ) 飛行場の表面排水は 125~135 m 間隔に設けたる表面排水溝に依ることとし、管渠により開暗に誘導放流せしむ。排水溝には有孔甲蓋を架設飛行機の滑走に支障なからしめ、其の他必要に応じ盲暗渠を布設し排水に遺憾なからしむ。

(4) 夜間離着陸に必要な照明設備につきては目

下逓信省航空局に於て設計中にして、格納庫その他の附屬設備は陸軍並に逓信兩省に於て施設される豫定である。

工事経過 本年 3 月用地收用發表、6 月には大体土地所有者並に地上權者との間に調印を了した。

最近重工業の著しき發達に伴ひ労働者極度に沸底の現状に鑑み、本年 3 月府中刑務所と勞力提供の契約を締結し、延人員 255000 人の供給を受くることとした。收容所建設の關係上最初は 1 日 200 人程度の出役にすぎなかつたが、次第に増加し 7 月下旬收容所の完成と共に豫定人員たる 1 日約 800 名の出役を見るに至つた。

工事用材料も亦時局の影響により入手困難となれるを以て極力鋼材の節約を計り、コンクリート用砂、砂利及玉石總量約 80000 m³ は多摩川より直營採取することとし、之が輸送はガソリン節約の見地より西武鐵道に依頼現地に同社側線を敷設せしむることとし去る 8 月その竣功を見た。

尙現在までに使用せる工事用器具機械の主なるものを列挙すれば次の通りである。

貨物自動車 3 臺 (2 t 2 臺, 2.5 t 1 臺)

ガソリン機關車 2 臺 (3 t 及 4.5 t)

ガソリンウインチ 1 臺 土運搬車 134 臺

砂利運搬車 5 臺 輾圧機 11 臺

トラクター(45HP) 1 臺 コンクリート混合機 7 臺

拔根機大領手繰式 2 個 拔根機大領商板式 4 個

ディクハロー 1 臺 カグラサン 20 臺

尙又参考のために本年 7 月末日現在に於ける工程を略記すれば次の通りである。

障害物除却工事 34.0% 地均工事 29.4%

輾圧工事 25.6% 芝植栽 10.8%

排水工事(開渠) 40.0% 排水工事(管渠) 若干

(南保 賀)

名古屋港第五期修築工事概要

明 15 年度より 10 ヶ年継続事業として商港 1730 萬円、工業地帯造成費 2070 萬円、合計 3800 萬円の工費を以つて着手されることになつた名古屋港第五期修築工事の内容は次の如くである。

(1) 航路 現在計畫においては外港航路は幅 250 m、内港航路は 160 m なるも入港汽船増加と船型の増大に順応せしめんがため内外航路は共に幅員 250 m、水深 9

m 米となす。

(2) 汽船泊地 汽船泊地の水深は 7.3~10m とし最近における入港船舶の質績より徴するにその約 9 割は浮標繫留なるをもつて本港においては汽船泊地の整理擴張をなす必要あり、よつて従來 9 號地西側油槽船溜 1116000 m² は 8.5 m なるを 9 m に増深しこれより北に接する區域 140500 m² を 9 m に浚渫す、同埋立地南側 360000 m² を 9 m に浚渫して新たに油槽船溜となし、同埋立地の北側 384000 m² を大型の船の繫泊に便ならしめんがため 10 m に浚渫す、その他 10 號地前面附近 186700 m² および木材船溜北堤の周圍は接続船溜の水深 9 m, 8.5 m, 7.3 m に浚渫す。

(3) 小船溜 新たに荒子川口の兩側、4 號地前 37000 m² 及稻永新田前 152000 m² は何れもその水深を 3.5 m に浚渫し小船溜となす。

(4) 物揚場及埋立地 本港は特に沖荷役の便をはかる必更上、これに關聯して適當なる位置に物揚場を増設すること緊要なり、依つて 4 號地々先に延長 490 m、埋立面積 12000 m²、稻永新田前に延長 620 m 面積 12630 m²、10 號地前第 1 埠頭周圍に延長 875 m 面積 44045 m² の物揚場ならびに埋立地を造成し適所に上屋を建設し貨物の收容に便せんとす。

(5) 防波堤 航路の安全とその水深維持の西突堤を更に 1560 m 南に延長しなほ之と略直角に太田川沖に於

て長さ 2000 m の防波堤を築出して以て港内の靜穩と防砂の用に充つ、なほ 9 號地南側に設置する油槽船溜を被護するためその前方に延長 2890 m の防波堤を築造す、荒子川口兩側の小船溜保護のため、4 號地々先に長さ 600 m および稻永新田先に長さ 720 m の防波堤を設く。

(6) 附帶工事 附帶工事として繫泊浮標 18 箇、航路標識用燈標 3 箇および柱燈標 4 箇を設置す、商工交通連絡のため天白川尻に長さ 200 m の橋梁を架設するものとす。

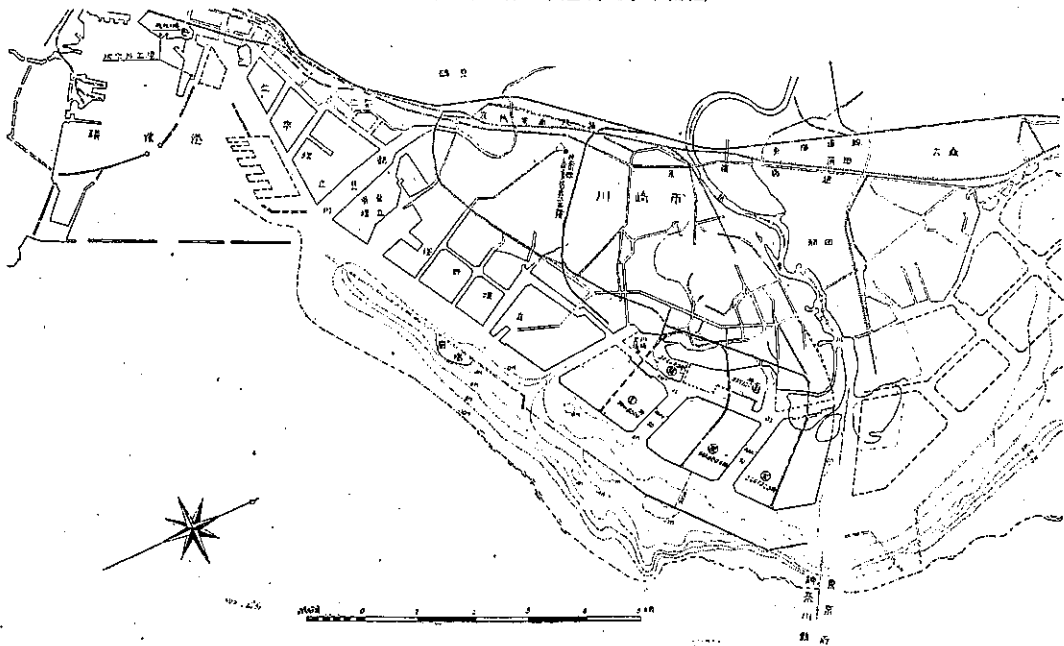
(7) 工業地帯 地勢ならびに施設設備との連絡等を考慮し天白川以南に施設せらるべき工業港の埋立地は北側の 2 區を先づ着手するものとす、その面積下の如し、第 1 區埋立地 1250000 m²、第 2 區埋立地 1493000 m²、計 2743000 m²、而して埋立地の前面および側面に水路を設け主航路と連絡せしむ、埋立地の水際線より前方 50 m 隔て、決線を劃し本船繫留のため工場用岸壁若くは棧橋築造の場合には該法線迄築出することを得せしむ、埋立地周圍の主要水路および連絡航路は水深 9 m とし、副水路は 3.5 m 背面の水路は 1.8 m に浚渫す。

(編輯部)

神奈川県京濱工業地帯造成工事進捗概況

本工事の計畫は昭和 2 年 10 月臨時港灣調査會の

圖-3. 京濱工業地帯造成工事平面圖



決議を経て決定された京濱運河開鑿計畫に準據するもので川崎市大師河原地光海面一帯を工業港化すると共に東京府營計畫と相俟つて京濱運河の開設するものである(図-3 参照)。

即ち約 6000 m の防波堤を築造し之を界壁として 10000 噸級船舶の航行並に繋留を可能且つ安全にし約 150 萬坪の埋立地を造成し後方連絡道路鉄道の敷設は勿論、更に別途本縣にて工事中である縣營相模川河水統制事業に依存して之が工業用水を多量に供給せしめ一大臨海工業地帯を建設して本邦重工業の發展に資し時局下生産力の擴充を図らうとするものである。

當建設工事は昭和 13 年 4 月から工事施行事務を處理する爲川崎市霞田に假事務所を設置し直ちに諸般の設備をし同年 8 月迄には工事區域並に附近一帯の測量を完了。引続き地質調査實施設計書の調整を終へて翌昭和 13 年 6 月に現在の川崎市京町にある本事務所へ移転したのである。今主なる工事の進捗状況を述べて見れば次の様である。

(イ) 浚渫埋立工事 昨年 3 月第 1 區及第 2 區に屬する分を東京灣埋立株式會社と隨意契約を締結、既に昨年 5 月着手し、目下羽田丸 (1000 IP) 及町田丸 (200 IP) の電力ポンプ船 2 隻を以て工事中で、本年 7 月末現在第 1 區 12 萬坪、第 2 區 3 萬 2 千坪を造成した。第 1 區埋立中の羽田丸の如きは驚異的能率を挙げ月 43000 立坪を浚泥して居る。今秋からは更に六郷丸 (1000 IP) 武藏丸 (750 IP) の精銳ポンプ船を始め數隻を増加して浚泥させ明年 5 月には第 1 區及第 2 區合計土量 839500 立坪 (埋立面積 41830 坪) を竣功させる豫定であるから今秋の埋立現場の壯觀は見るべきものがあるかと期待して居る。

(ロ) 防波堤工事 直營を以て施行し昨年 1 月より内務省横濱港修築事務所乾船渠の一部を公借して函塊を製作、現場へ曳航、据付をするもので時局下鉄材の統制による鉄筋の入荷杜絶のため止むを得ず昨年 9 月中旬より半歳之が製作を休止する等種々の困難に直面したが幸ひ本年 7 月末で製作函數 66 に達し内 43 函 (延長 520 m) の据付をするに至つた。

(ハ) 護岸及物揚場工事 之亦内務省横濱港修築事務所方塊工場を公借し、第 1 區及第 2 區に屬する物揚場用及乙種護岸用扶壁体を直營を以て昨年 4 月から製作に着手し 7 月末で物揚場用 57 基乙種護岸用 160 基を製作した。丙種護岸用主柱及版は川崎工場では亦直營製作を行ひ主柱 300 本、版 320 枚の製作をなし

た。而して物揚場用扶壁体の一部は既に假据をし、丙種護岸用主柱の一部はウォータージェットを以て目下盛んに建込中である。

(ニ) 附帯工事 第 1 區第 2 區を連絡する道路、橋梁等は目下鋭意設計中で近く着工の豫定である。

時局下の影響大であるにも拘らず本工事が目下円滑に進捗して居るのは偏へに内務省土木局及同省横濱土木出張所の絶大なる御援助の賜であることを茲に深く感謝する次第である(工事寫眞欄参照)。

(西海芳郎)

東京府東秋留橋竣功

多摩川の支流秋川の雨間の渡として知られた府縣道第 292 號東秋留停車場北關戸線の新架橋は昭和 11 年 11 月着手以來、屢時の災害を被り且つ材料勞力の異常なる騰貴に遭遇したが去る 8 月 16 日漸く竣功し、地元の要望に応へ、地方産業の開發振興に寄與することとなり、傍々秋川の溪谷に一大景觀を添ふるに至つた。

本橋は約 3 km 上流の秋留橋に對し東秋留橋と命名された、今其の概要を記せば次の通りである。

- (1) 橋梁型式: 鉄筋コンクリート開側拱橋、支間 25.00 m 6 径間。
- (2) 橋長、幅員及橋面積: 橋長 149.7 m、有效幅員 5.5 m、橋面積 823.35 m²。
- (3) 縦斷勾配: 1/55 拋物線勾配。
- (4) 橋脚: 鉄筋コンクリート造、基礎井筒長 5.00 ~ 7.50 m 5 基。
- (5) 設計荷重: 第 3 種。
- (6) 架橋位置: 左岸西多摩郡東秋留村雨間、右岸南

表-2 工賃内譯及使用材料表

名稱	數量	鉄筋量 (t)	コンクリート (m ³)	工 費 (円)	單位當り工 費
橋 臺	2 基	6.39	457.0	7 691.310	3 845.655
橋 脚	5 基	19.43	1119.2	22 599.550	4 519.910
橋 体	6 径間	68.26	556.2	26 088.340	4 346.057
計		94.10	2 132.4	56 379.200	
1m ³ 當り		0.144	2.59	68.500	
取付道路				2 651.440	
總 計				59 030.640	

多摩郡加住村南郷。

(7) 着手竣功：着手昭和 11 年 11 月 16 日請負契約締結，竣功昭和 14 年 8 月 16 日

(8) 總工費：59,030 円。

(9) 使用せる鉄筋及コンクリート（配合 1:2:4）並に工費内譯を示せば表-2 の通りで、橋面積 1m^2 當りに付て云へば鉄筋量 0.144t/m^2 ，コンクリート量 $2.50\text{m}^3/\text{m}^2$ にして工費は $68.50\text{円}/\text{m}^2$ である（工事寫眞欄参照）。
（長瀬 新）

鉄道省に於ける昭和 14 年度工事指定請負人

鉄道省に於ては毎年 7、8 月に工事指定請負人審査委員會なる銓衡機關を通じてその年度の工事指定請負人を決定するのであるが本年は大臣指定の建設局關係工事指定請負人は 7 月 24 日に建設局主腦部監察官 2 人，工務局改良課長，同建築課長並に各建設事務所長下關改良事務所長，信濃川電氣事務所長出席の下に開催され多數の指定願提出請負者より 78 名の銓衡を見た。又大臣指定の工務局關係工事指定請負人審査委員會は 7 月 27 日工務局主腦部監察官 2 人建設局計畫課長同工事課長並に各改良事務所長各地方鉄道局工務部長出席の下に審査委員會を開催し 68 名の決定を見た。更に各直轄事務所並に地方鉄道局關係の工事指定請負人はそれぞれ 8 月中に建設，改良事務所並に地方鉄道局の審査委員會の議を経て決定を見たのである。

大臣指定工事請負人は 5 萬円以上の工事の指名に各建設，改良事務所並に地方鉄道局關係工事指定請負人は 5 萬円以下の工事の指名に定められてゐるのである。これらの銓衡を司る審査委員會は，各請負人の資力，信用，工事成績等鉄道工事を擔當する者として必要な條件を具備する者の中より嚴選されるのであり鉄道省はこれら選ばれたる請負人に對しては一定の經濟的保證を與へるは勿論一面に於ては一定の義務を課し鉄道工事の円滑なる遂行を期してゐるのである。

（澁谷順作）

都市計畫關係決定事項（8 月分）

市制と町村改稱：山梨縣瑞穗村は都市計畫法の適用村なるが下吉田町と町村改稱せられ 8 月 1 日より施行さる、茨城縣日立町及助川町を廢し其の區域を以て日立市を置かれ 9 月 1 日より市制施行せらる。

1. 都市計畫法適用：山形縣小國本村（急激なる人口の増加と市街地の急速なる膨脹發展を招來するにより），廣島縣祇園町（軍需工場としての漸次擴張の機運に在り，急激なる人口増加と共に工業的發展を豫想せらる），廣島縣府中町（町勢の進展著しく市井頓に活況を呈し加速度の人口増加と共に商工業的發展を豫想せらる），京都府八幡町。

2. 都市計畫區域決定：山形縣小國本村（小國本村の區域），廣島縣府中町（府中町の區域）。

3. 都市計畫の決定：公園 神奈川縣川崎都市計畫公園（第 1 號公園 4.069 ha，第 2 號公園 2.707 ha，第 3 號公園 1.208 ha，第 4 號公園 3.305 ha）。

風致地域 神奈川縣小田原都市計畫風致地區（小田原城 18.07 ha，城山 88.38 ha，御幸ノ濱 15.15 ha）。

4. 事業の決定：街路長崎縣佐世保都市計畫街路事業（II. 1, 1, 延長 0.3505 km，事業費 290,000 円，昭和 14 年度，市長執行）。

公園 神奈川縣川崎都市計畫公園事業（第 2 號公園 2.707 ha，第 4 號公園 3.305 ha，事業費 356,000 円，昭和 14 年度，市長執行）。

綜合運動場 廣島都市計畫運動場事業（綜合運動場 10.86 ha，事業費 800,000 円，昭和 14~15 年度，知事執行）。

5. 區劃整理組合の認可：岡山縣日比都市計畫區域内日比町玉第 1（面積 5.824 ha，整理費 23,500 円），兵庫縣尼崎都市計畫區域内園田第 3（面積 2.124 ha，整理費 11,873 円），長野縣上松都市計畫區域内上松復興（面積 6.178 ha，整理費 20,000 円），京都都市計畫區域京都市大宮（面積 52.510 ha，整理費 275,133 円）。

（根本善春）